

大阪市立豊里南小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日改訂

1. いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、いじめを受けた児童の救済と尊厳を守るために「豊里南小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針の姿勢として、以下の3点をあげる。

- ① 学校（教職員）の姿勢として、「いじめは許さない。」「いじめは見逃さない。」「指導によっていじめは防止できる。」を共通の意識としてもつ。
- ② 未然防止、早期発見こそ重要であるという認識を全教職員が共有し、いじめの兆候を見逃さない感覚と高い人権意識を身につける。
- ③ いじめに関する上記の教師の姿勢と感覚、いじめの兆候に対する組織的で素早い対応の積み重ねによって、いじめの芽を完全に摘むことを通して、どんなことがあってもいじめは許されないという規範意識を児童、保護者の中に醸成する。
- ④ 校内だけでなく、家庭・地域と連携し、校外の情報も収集する。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) いじめを許さない・見逃さない規範意識の醸成

- ① 教職員は、「いじめは許さない。」「いじめは見逃さない。」「指導によっていじめは防止できる。」という意識をもって指導に当たる。
- ② いじめ防止には、早期発見、いじめの芽を摘むことこそ重要であるという認識を全教職員が共有し、いじめの兆候を見逃さない感覚と高い人権意識を身につけて指導に当たる。
- ③ ①②を通して、児童に「いじめは、どんなことがあってもいけないことだ。」という意識をもたせる。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 児童会活動や縦割り班活動を通して、上級生としての自覚や、上級生を敬愛し感謝する気持ちを育てる。先輩は後輩を弟・妹と思って導き、後輩は先輩を兄・姉と思って接する。
- ② 全ての児童が伸びたい、頑張りたいという願いをもっているとの前提に立ち、どの児童にも学習活動の中で活躍できる場を保障する。
- ③ 道徳の時間において、道徳的価値の自覚を深めるとともに、よりよく生きたいと願う人間に対する理解を深める。
- ④ 全ての教育活動の中で、生命・身体はかけがえのないものであることを理解させる。

(3) 授業改善について

- ① 児童の学校生活の約7割が授業時間である。年間約1000時間におよぶ授業時間が児童にとって充実した時間となれば、児童の〈荒れ〉は防げるとの立場にたち授業に臨む。
- ② 各学年段階で確実に身につけさせたい学習態度・学習習慣について学校全体で共通理解を図り、その徹底を図る。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 教師は、児童の言動に対して敏感な感性をもち、人を小馬鹿にしたり傷つけたりするような言動に対しては、即座に指導する。
- ② 児童に、いじめやからかいに対する敏感な感性を育て、いじめの芽になる言動に対して互いに注意し合ったり、先生に相談したりできる良好な人間関係をつくる。

5. いじめの早期解決についての取り組み

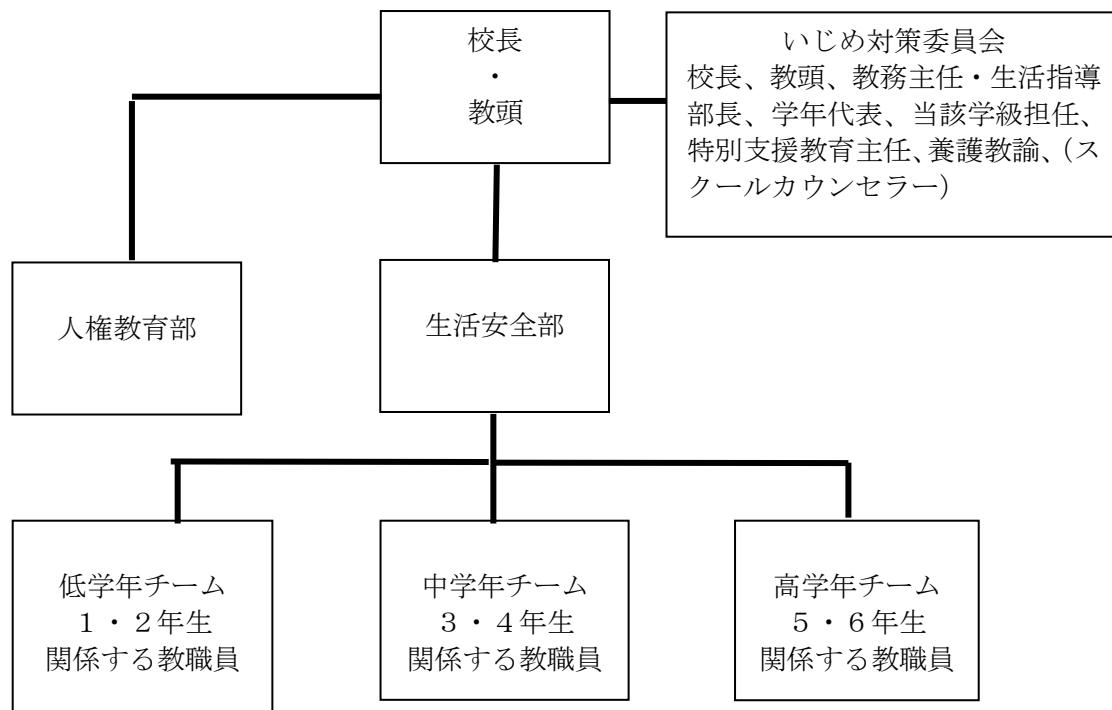
<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を救済し、その尊厳を守ることを最優先する。そして、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、道徳性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 日々、児童の様子を観察するとともに、チーム打合せでいじめの兆候がないかどうか確認し合い、可能性がある場合には直ちに管理職に報告する。
- ② 児童を対象にした「いじめアンケート」を学期ごと（年3回）に実施し、「ある」場合は、直ちに確認を行い、直ちに解決する。気になる児童については、随時聞き取りを行う。また、必要に応じて家庭との連携を行う。
- ③ 児童理解研修会を年2回実施し、課題のある児童について全教職員での共通理解を図る。
- ④ スクールカウンセラーの活用を図る。

- ⑤ 校内だけでなく、家庭・地域と連携し、校外の情報も収集する。
- ⑥ いじめの疑いのある事案のうち、犯罪行為に該当する可能性のあるものは、ためらうことなく早期に警察へ相談または通報する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織



(1) 年間計画

いじめ点検調査・共通理解

- | | |
|----------------------------|------------|
| ① 校内いじめ対策委員会 | 随時開催 |
| ② スクリーニング会議 | 学期1回(年3回) |
| ③ いじめアンケート調査(児童対象) | 学期1回(年3回) |
| ④ 職員会議での「児童の様子」について報告、意見交換 | 毎月1回(年11回) |

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 保護者と緊密な情報交換を行う。(連絡帳、電話、面談)
- ② 保護者に対して「いじめ防止」に関してホームページや学校だよりなどにより、情報発信・啓発を図る。
- ③ 学校協議会、豊里南民生委員協議会で課題を共有し、地域ぐるみの解決に協力を依頼する場合もある。

(3) 取り組み内容の検証

- ① 取り組みについて、その有効性を検証し、今後のいじめ防止策に生かす。
- ② 実施したアンケート結果を分析し、全教職員での共通理解を図り、未然防止の推進・再発防止について検討し改善する。

7. 重大事態への対処

① 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条）

(ア) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(イ) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

② 校長が重大事態であると判断した場合、または児童や保護者から重大事態である旨の申し立てがあった場合、直ちに大阪市教育委員会指導部に報告し、連携して、調査および対応を行う。また、関係諸機関と連携する。

③ 「校内いじめ対策委員会」が中心となり、誠意ある対応に努める。

- ・ 隠蔽せず、誠意ある対応に努め、窓口の一本化を図る。
- ・ 調査委員会を設置し、事実関係の明確化に努める。
- ・ 被害児童及びその保護者へ適切な情報提供を行う。
- ・ 教育委員会へ報告し、解決に向けて迅速かつ適切に対応する。

※ いじめ発見の際の流れ

